

新型コロナウイルスに関する「融資相談窓口」 及び「特別融資」の取扱期間延長について

両備信用組合では、今般の新型コロナウイルスの感染症拡大により直接的・間接的に影響を受けておられる事業者の方を対象に、引き続き融資の相談窓口を設置し、「新型コロナウイルス対応特別融資」の取扱期間を下記の通り延長致しますのでお知らせいたします。

記

1. 融資相談窓口の設置

- (1) 対象となるお客様
 - ・法人および個人事業主のお客様を対象に、必要な資金に関するご相談、返済条件のご変更に関するご相談などに対応いたします。
- (2) 窓口設置期間
 - ・令和3年10月1日（金）～ 令和4年3月31日（木） 延長の場合あり
- (3) 設置店舗および設置日時
 - ・全店舗 平日9：00～15：00
 - 但し、15：00以降を希望されるお客様は該当店舗に事前にご相談ください。

2. 「新型コロナウイルス対応特別融資」の取扱について

- (1) 対象者
 - ・今般の新型コロナウイルスの感染拡大により直接的・間接的に影響を受けておられる法人及び個人事業主のお客様
- (2) 取扱期間
 - ・令和3年10月1日（金）～ 令和4年3月31日（木）
- (3) 取扱店舗
 - ・全店舗
- (4) 融資条件
 - ・融資対象：事業所または住居が当組合の営業区域内のお客様
今般の新型コロナウイルスの感染拡大により、直接的・間接的に影響を受けられた法人および個人事業主のお客様
中長期的にみて、業況が回復し、かつ発展することが見込まれるお客様
 - ・資金使途：新型コロナウイルスの感染拡大による影響に関連する運転資金及び設備資金
 - ・融資限度額：5,000万円以内
 - ・融資期間：運転資金10年以内、設備資金15年以内
元金返済の据置は2年以内
 - ・融資利率：当組合所定の利率
 - ・担保・保証人：当組合所定の方法によります
但し、信用保証協会付融資は、信用保証協会の承諾が必要

※ご融資のお申込に際しては当組合所定の審査がございます。結果によってはご希望に添いかねる場合もあります。